

議案第42号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.4」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「24,800円」を「25,000円」に改める。

第6条第1号中「29,800円」を「30,200円」に改め、同条第2号中「14,900円」を「15,100円」を改め、同条第3号中「22,350円」を「22,650円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第9条中「6,300円」を「7,400円」に改める。

第10条第1号中「7,300円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「3,650円」を「4,100円」を改め、同条第3号中「5,475円」を「6,150円」に改める。

第11条中「100分の1.4」を「100分の1.5」に改める。

第13条中「8,800円」を「9,100円」に改める。

第14条中「6,700円」を「7,000円」に改める。

第26条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「17,360円」を「17,500円」に改め、同号イ(ア)中「20,860円」を「21,140円」に改め、同号イ(イ)中「10,430円」を「10,570円」に改め、同号イ(ウ)中「15,645円」を「15,855円」に改め、同号ウ中「4,410円」を「5,180円」に改め、同号エ(ア)中「5,110円」を「5,740円」に改め、同号エ(イ)中「2,555円」を「2,870円」に改め、同号エ(ウ)中「3,833円」を「4,305円」に改め、同号オ中「6,160円」を「6,370円」に改め、同号カ中「4,690円」を「4,900円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同号ア中「12,400円」を「12,500円」に改め、同号イ(ア)中「14,900円」を「15,100円」に改め、同号イ(イ)中「7,450円」を「7,550円」に改め、同号イ(ウ)中「11,175円」を「11,325円」に改め、同号ウ中

「3,150円」を「3,700円」に改め、同号エ(ア)中「3,650円」を「4,100円」に改め、同号エ(イ)中「1,825円」を「2,050円」に改め、同号エ(ウ)中「2,738円」を「3,075円」に改め、同号オ中「4,400円」を「4,550円」に改め、同号カ中「3,350円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同号ア中「4,960円」を「5,000円」に改め、同号イ(ア)中「5,960円」を「6,040円」に改め、同号イ(イ)中「2,980円」を「3,020円」に改め、同号イ(ウ)中「4,470円」を「4,530円」に改め、同号ウ中「1,260円」を「1,480円」に改め、同号エ(ア)中「1,460円」を「1,640円」に改め、同号エ(イ)中「730円」を「820円」に改め、同号エ(ウ)中「1,095円」を「1,230円」に改め、同号オ中「1,760円」を「1,820円」に改め、同号カ中「1,340円」を「1,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。